

令和7年度 「まちづくり調査支援事業」募集のお知らせ

一般財団法人首都圏不燃建築公社
まちづくり推進部

1. 新規募集

○期間 **令和7年4月16日（水）～ 9月30日（火）**

2. 制度趣旨

木造住宅密集地域等での共同建替え、中心市街地の駅前再開発、団地の再生などについては、良好な居住環境の確保、地元商業の発展等、そこに居住する方々にとっても重要な課題となっています。

「災害に強い安全・安心で快適なまちづくり」を目指す公社として、地元行政や地元住民の方々が推進するまちづくり事業の初動期に対して、防災性の向上など、まちづくりの観点から調査に必要な地区に対し、まちづくり調査支援を行います。

3. 調査支援事業の内容

- (1) 対象エリア
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
- (2) 調査支援の対象となる事業
木造住宅密集地域整備事業、防災街区整備事業、市街地再開発事業、団地再生事業（マンション建替）、共同建替事業など防災性の向上などに資する事業
- (3) 調査の内容
 - ①まちづくり事業を検討するための基礎調査
 - ・権利等の確認、計画諸元の確認、建物ボリュームの作成、基本構想案及び基本計画案の作成、事業手法の検討等
 - ②まちづくり事業を推進するための権利者等の調整
 - ・権利者意向確認、勉強会・説明会・視察会の開催、まちづくり組織活動への支援、広報活動等

4. ご相談など

共同建替え等のご相談などありましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：一般財団法人首都圏不燃建築公社
まちづくり推進部 Tel:03-6809-6792

担当：塚原（成）・石毛・山土家^{やましげ}・中村（優）

「まちづくり調査支援事業」の手続き

- ①地元まちづくり組織や地方公共団体からの要請により検討します。
- ②③公社は支援の内容等を現地調査や公共団体に確認のうえ、支援の可否について決定します。
- ④調査業務は、まちづくり組織等から推薦を受けた調査会社と公社が契約します。調査業務に関する費用は、公社が負担します。
- ⑤⑥調査業務完了後、調査会社は公社に報告し、公社が地方公共団体・まちづくり組織に報告します。

